

「住民基本台帳ネットワークに関する事務全項目評価書(見直し案)」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更該当する変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、当審査会は、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見する。

- 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後の要因変化にも十分に対応できるよう、リスク管理の維持、点検及び改善の継続に努めること。
- 2 委託先に対する実地調査や監督指導を着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。
- 3 リスク対策を行う主体が地方公共団体情報システム機構となる事項についても、栃木県として、補完的に行うべきリスク対策の検討と実施に努めること。
- 4 特定個人情報の移転を行う場合のリスク発生の可能性に十分留意し、適切なリスク対策の検討と実施に努めること。

第2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年10月20日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年10月27日 (第67回審査会第1部会)	・ 実施機関からの説明及び質疑応答 ・ 第1回審議
令和5(2023)年11月14日 (個別点検)	・ 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検
令和5(2023)年12月22日 (第69回審査会第1部会)	・ 第2回審議

第3 答申に関与した委員及び臨時委員（五十音順）

委 員：江田 和宏、黒田 葉子、小坂 誉、塚本 純

臨時委員：永井 明、山下 真幸